

# ごみの出し方のお願い

## 基本的なルール

- ごみの種類ごとにきちんと分別して、決められた場所に出してください。
- 燃えるごみと燃えないごみは**指定ごみ袋(有料)**に入れて出してください。
- 有害ごみは**透明ごみ袋**に入れて出してください。(透明レジ袋可)
- 資源ごみは**透明ごみ袋**に入れて出してください。(透明レジ袋可)  
(新聞紙、ダンボールなどの紙類はひもでしばって出してください。)  
(出す場所が分からない場合は、荒尾市役所環境保全課にお問い合わせください。)
- ごみを出す日は、**ごみ・リサイクル年間カレンダー**で収集日を確認のうえ、決められた時間に出してください。
- 野良犬・野良猫の死骸は**清掃事務所**に連絡してください。

**燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみ・有害ごみは、決められた日の  
午前 8 時 30 分**までに出してください。

**資源ごみは、決められた日の  
午前 7 時 30 分**から**午前 8 時 30 分**までに出してください。

(注意)ごみの収集時間は、ごみの量などの影響で大幅にずれる場合があります。  
必ず決められた時間までに出してください。



- 袋の結び目をしっかり結んでください。
- 燃えるごみ、燃えないごみは、指定ごみ袋に入れて、結べる大きさにして出してください。
- 布団やじゅうたん(カーペット)は、四方の長さを80cm以下に切ってから出してください。  
※丸めて指定ごみ袋に入れても収集できません。そのまま出すと機械の故障の原因になりますので、おやめください。



- 燃えるごみ、燃えないごみ、有害ごみを出すときに、ポリバケツなどの容器に入れて出すのは取忘れの原因になりますのでおやめください。
- 自宅の敷地内にごみをだしても収集しません。必ず、道路沿い、または決められた収集場所に出してください。